

さいき子育て世帯応援商品券購入手続きの御案内

おひとり最大
5,000円お得!

さいき子育て世帯応援商品券の販売等

- (1) 販売窓口 **佐伯市内の郵便局18局、さいき本舗城下堂**
 (2) 必要なもの ①現金
 ②さいき子育て世帯応援商品券購入引換券（同封のA4用紙）

さいき子育て世帯応援商品券購入引換券

購入者氏名 姓 名 姓
 購入者住所 郵便番号 市町村 町 丁目 番 号 番 号
 購入単位 5,000円 (商品券換取上限額7,500円)
 購入回数 2冊(1冊まで) ※同一住所で複数冊購入可能

【購入時の注意事項】
 ● 商品券購入用紙にこの購入引換券が貼付された上で、大切に保管してください。
 ● 本人が代わってご家族(同居親族以外も含む)の方が商品券を購入していただいても結構です。
 ● 商品券の換取は1冊あたり10枚(商品券500円券10枚、同B券5枚)までです。
 ● 商品券は未使用の商品券とし、再発行はできませんので、大切に保管してください。

1冊目購入	2冊目購入

※この購入引換券は、再発行できませんので、大切に保管してください。

※本人に代わってご家族（同居親族以外も含む）の方が商品券を購入していただいても結構です。

- (3) 販売期間 **令和2年12月7日（月）から令和3年2月28日（日）まで**
 (4) 購入限度額 購入引換券1枚につき、**7,500円分**の商品券を**5,000円**で購入できます。（**最大1人につき2冊まで購入可**）
 (5) 使用期間 **令和2年12月7日（月）から令和3年2月28日（日）まで**
 (6) 商品券 額面額500円券のA券を10枚、同B券を5枚の計15枚を1冊とし、5,000円で販売
市内に本店がある取扱店・・・**A券、B券**ともに使用可
市外に本店がある取扱店・・・**B券のみ**使用可
- (7) 使用可能店舗 別紙「取扱店一覧」のほか、**取扱店ポスターを表示**している店舗で使用できます。（**佐伯市内の店舗に限ります。**）
随時市役所ホームページに掲載



販売窓口となる郵便局・店舗一覧

郵便局：令和3年2月26日（金）まで販売（平日のみ）
 城下堂：令和3年2月28日（日）まで販売

局・店舗名	局・店舗名	局・店舗名	局・店舗名
佐伯郵便局	鶴岡郵便局	植松郵便局	鶴見郵便局
佐伯大手前郵便局	海崎郵便局	切畑郵便局	米水津郵便局
佐伯野岡郵便局	木立郵便局	本匠郵便局	蒲江郵便局
池船郵便局	上浦郵便局	宇目千束郵便局	※さいき本舗城下堂 (正月休みを除き、土・日・祝日でも対応)
下堅田郵便局	弥生郵便局	直川郵便局	

商品券の購入対象者

- ① 基準日（令和2年10月1日）時点で住民票が佐伯市にあり、平成14年4月2日から令和2年10月1日までに出生した方
- ② 令和2年10月2日から令和2年12月31日までに佐伯市で出生した方
- ③ 基準日（令和2年10月1日）以降、令和2年12月31日までに佐伯市に転入された平成14年4月2日から令和2年12月31日までに出生した方

お子さまお一人につき、最大**15,000円分（7,500円×2冊）**の商品券を**10,000円（5,000円×2冊）**で購入できます。



（例）お子さま3人が対象となる世帯

- 「子育て世帯分」として**3人分**
 $7,500円 \times 2冊 \times 3人 = 45,000円分$ の商品券を、**30,000円**で購入できます。

合計**15,000円**もお得!!

注意事項

- (1) **有効期限を過ぎた商品券は無効**となります。
- (2) 商品券を利用できないものは以下のとおりです。
 - ・換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカードなど）
 - ・土地および家屋の購入代金
 - ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
 - ・たばこ事業法第36条第1項に規定するたばこの小売販売
 - ・国や地方公共団体への支払い
 - ・加盟店が利用を不可とした商品
 - ・その他、法律で商品券による購入が禁じられている商品
- (3) 商品券の利用による**おつりは出ません。**
- (4) 商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者はその責を負いません。（災害等の不可抗力による場合を除く。）
- (5) 購入した商品券の返品、譲渡、転売、換金はできません。
- (6) 商品券で購入した商品等については現金及び当該商品券による返金はできません。

問い合わせ先

〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号
さいきプレ券実行委員会事務局（佐伯市商工振興課内）
TEL：0972-22-3943